

条 例 見 直 し 調 書

		作 成 年 度	平成 20 年度
条 例 名	住民基本台帳法に基づく本人確認情報の保護に関する審議会に関する条例		
条 例 番 号	平成 14 年神奈川県条例第 6 号	法 規 集	第 1 編第 9 章第 2 節
所 管 部 局 室 課	総務部市町村課		
条 例 の 概 要	住民基本台帳法第 30 条の 9 の規定に基づき、都道府県に設置が義務づけられた本人確認情報（住民票に記載された氏名・生年月日・性別・住所・住民票コード・付随情報）の保護に関する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものである。		
検 討	視 点	検 討 内 容	備 考
	必要性 （ 現在でも 必要な条 例か。 ）	住民基本台帳法では、住民基本台帳ネットワークシステムを流れる本人確認情報の保護に関する審議会を都道府県に置くとしており、同法第 30 条の 9 第 3 項の規定により、この審議会の組織及び運営に関する事項は、条例で定めるとされていることから、必須の条例である。	
	有効性 （ 現行の内 容で課題 が解決で きるか。 ）	住民基本台帳法に規定する審議会が行う調査審議及び建議について、既存の神奈川県個人情報保護審議会において行うことを通じて、県として統一的な個人情報保護を行うことができるため、有効である。	開催状況 20 年度 1 回 18 年度 1 回
	効率性 （ 現行の内 容で効率 的といえ るか。 ）	既存の神奈川県個人情報保護審議会を活用することにより、委員の人選、審議会の議事日程などの面で審議会の効率的運営を図ることができる。	
	基本方針適合性 （ 県政の基 本的な方 針に適合 している か。 ）	住民基本台帳法に規定する審議会が行う調査審議及び建議について、既存の神奈川県個人情報保護審議会において行うことは、審議会の効率的運営に資するものであり、県の行政システム改革基本方針に合致するものである。	
	適法性 （ 憲法、法 令に抵 触しな いか。 ）	住民基本台帳法に基づき、本人確認情報の保護に関する審議会の組織及び運営に関し必要な事項を定めたものであり、憲法、法令に抵触しない内容である。	
その他			
見 直 し 結 果	理 由	特 記 事 項	
	改正・廃止の必要はない。 改正・廃止を検討する。	現行条例の運用上の課題は見受けられず、現時点では改正・廃止の必要はない。	
次回見直し予定	平成 25 年度	見直し規定の有無	有 無